

地域包括支援センターの 運営体制の見直しについて

平成29年10月19日
高齢施策担当部
高齢者支援課

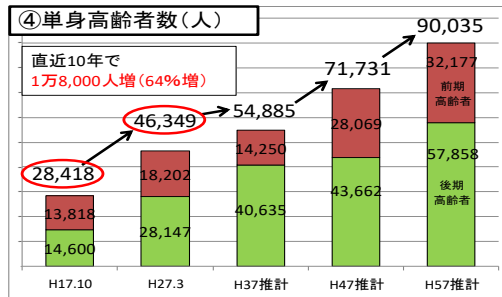
地域包括支援センターの機能強化について

- ひとり暮らし高齢者や、医療や介護など支援が必要な高齢者の増加などに対応するため、地域包括ケアシステムの中核機関である高齢者相談センターの機能強化が必要
- 現在の4か所の高齢者相談センター本所と25か所の支所による体制から、地域包括支援センター25か所体制に再編し、機能強化を図る

	H18	H28(推計)	H37(推計)
①高齢者人口	124,761人	154,906人	160,135人
②要介護認定者 (介護保険給付費)	19,235人 (264億円)	31,475人 (481億円)	38,793人 (632億円)

給付費は150億円(31%)増

③要介護認定率 (H27.3時点)	全体	単身世帯	複数世帯
	19.4%	31.2%	14.2%



課題

- 急速な高齢化により、高齢者数・介護給付はさらに増加
- ひとり暮らし高齢者は要介護状態となるリスクが複数世帯の2倍以上
- 介護等の相談件数の増加に対応する体制が必要
- 現在の本所、支所、在宅介護支援センター体制は分かりづらく、見直しが必要
 - 相談窓口の体制見直し・強化
- 医療や介護など、支援が必要な高齢者の増加への対応が必要
 - 在宅での医療・介護体制の整備
- 急増するひとり暮らし高齢者の増加への対応が必要
 - 訪問型の支援体制の整備

強化項目

高齢者相談センター本所4か所、支所25か所体制から「地域包括支援センター25か所体制」に再編し、機能強化

①センター体制の見直し・強化

- ・各センター職員を増員し、相談・支援体制を強化
- ・出張所跡施設への移転を進め、利便性向上

②医療・介護の相談体制強化

- ・相談窓口を増設(4か所→25か所)
- ・全所に「医療介護連携推進員」を配置

③個別訪問支援事業の開始

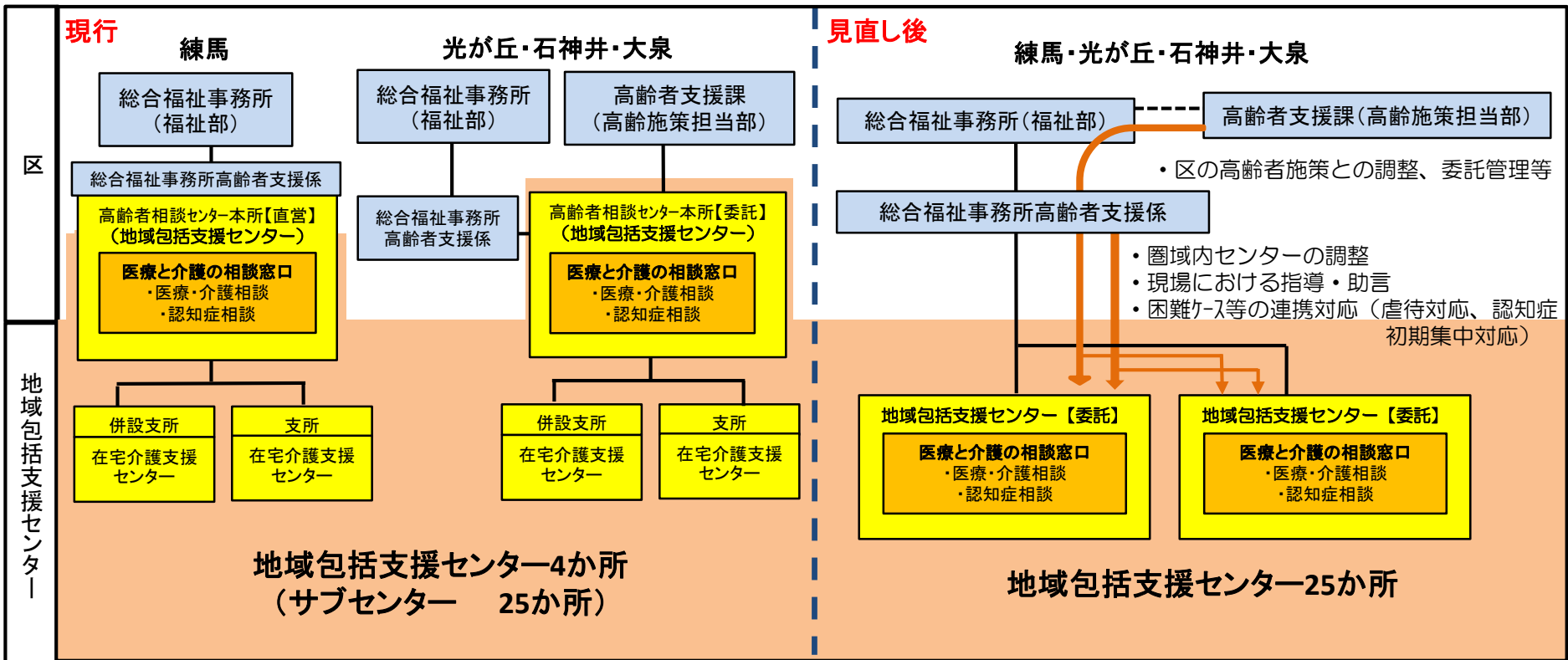
- ・新たに配置する「訪問支援員」による、ひとり暮らし高齢者宅への訪問実施

④名称を「地域包括支援センター」に変更

地域包括支援センターの運営体制見直しの枠組み

平成29年1月20日開催
地域包括支援センター運営協議会資料抜粋

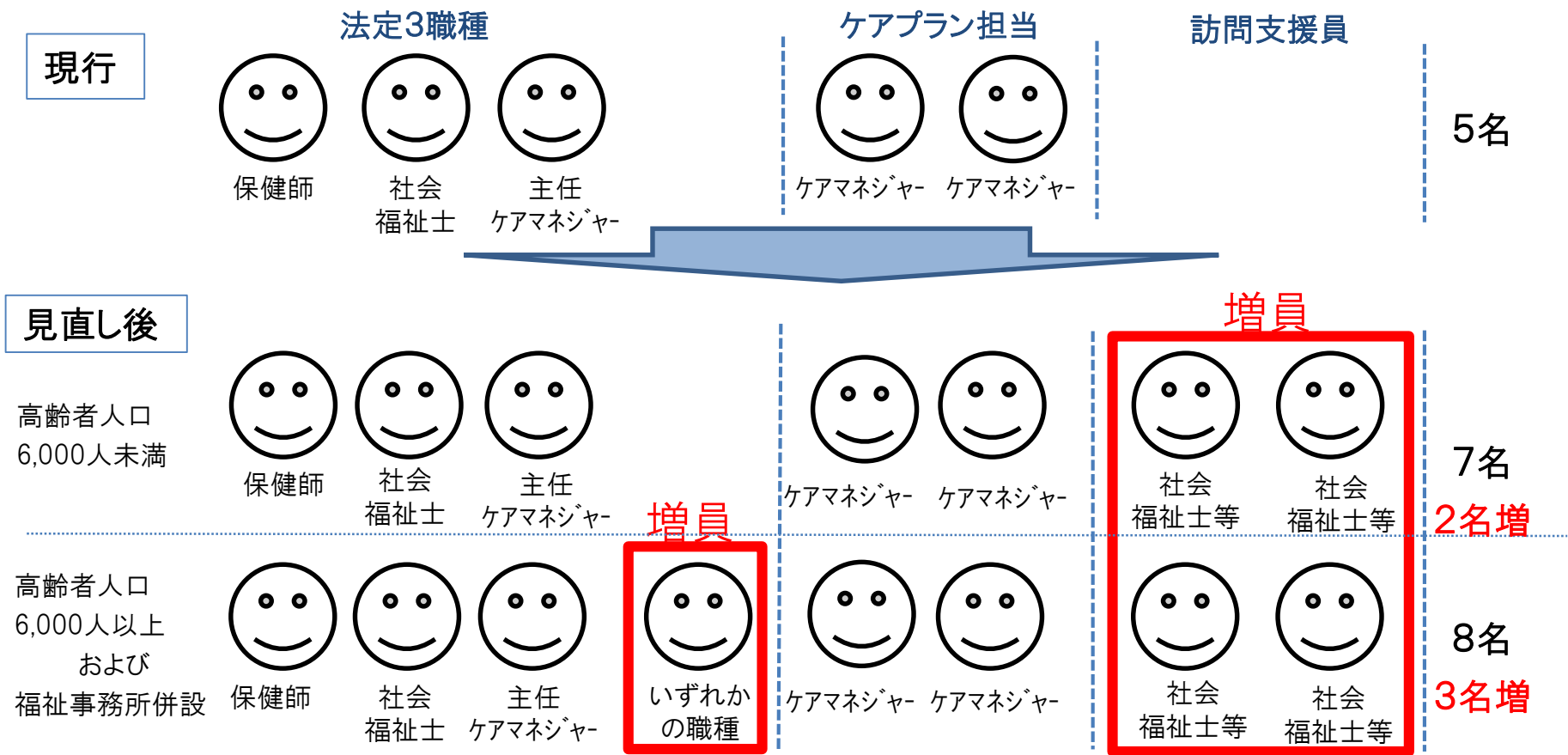
- 4か所の高齢者相談センター本所(地域包括支援センター)と25か所の支所(サブセンター)から25か所の地域包括支援センターに再編
- 本所と併設支所は統合。在宅介護支援センターは廃止し、在宅介護支援センター業務は、地域包括支援センターが引き継ぐ
- 区高齢者施策との調整は高齢者支援課が行い、4圏域ごとにおける各センター間の調整、指導・助言は総合福祉事務所が実施
- 再編に伴い、すべての地域包括支援センターを委託で運営
- 再編後、センター職員を増員
- すべてのセンターに医療・介護連携推進員、認知症地域支援推進員を配置し、「医療と介護の相談窓口」を全センターに開設
- 名称を「高齢者相談センター」から「地域包括支援センター」へ変更
- より身近で利用しやすい窓口とするため、出張所跡施設などへ移転(平成29年度から順次実施)



平成30年度 地域包括支援センターの人員体制(案)

- 地域包括支援センターの運営体制の見直しに当たり、各センターに訪問支援員を2名配置。アウトリーチによる個別支援を実施する。
- さらに、担当する地域の高齢者人口が多いセンターについては、法定3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のいずれか）を1名増員し、相談支援体制を充実する（1センターあたり5名⇒7～8名）。

見直し後の地域包括支援センター 1か所あたりの人員配置



地域包括支援センター見直しにより拡充する相談事業

医療・介護相談体制、認知症相談体制の充実（平成30年度から実施）

- **医療と介護の相談窓口**を高齢者相談センター本所4か所から地域包括支援センター25か所に**増設**
- 「**医療・介護連携推進員**」と「**認知症地域支援推進員**」を**全ての窓口**に配置し、高齢者の身近な地域で専門的な相談に対応

医療と介護の連携強化

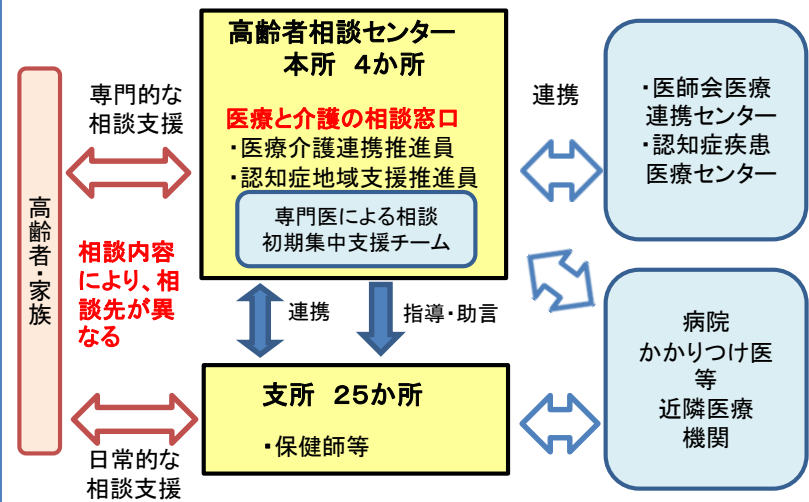
- ・各センターの医療介護連携推進員が患者、家族、医療機関からの相談に対応
- ・病院から在宅療養への移行、在宅療養の開始・継続に関する必要な支援を把握して**医療と介護サービスのコーディネートを実施**

認知症相談支援体制強化

- ・各センターの認知症地域支援推進員が、認知症専門医療機関等と連携し、容態に応じた支援や家族への支援を実施
- ・**身近な地域の窓口での相談から、認知症専門相談に適切につなぐ**
- ・区内の認知症疾患医療センター（慈雲堂病院）に加え、新たに**認知症病床を有する病院（陽和病院）を地域包括支援センターの後方支援機関とする**。区内の認知症専門機関と連携を強化し、より専門的な相談支援体制を構築

現状

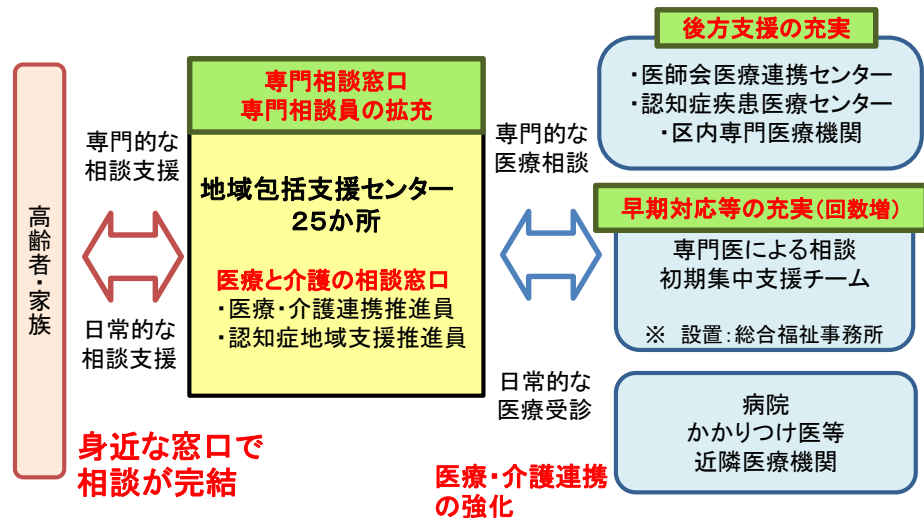
医療と介護の相談窓口の設置により、医療機関と各推進員との連携が進んだ一方、本所と支所で役割が分かれているため、区民にとっては、支援の過程で窓口の推進員から支所の相談員に支援者が変更することがあった。



見直し後

身近な地域での高齢者支援の充実

全てのセンターにおいて、専門的な相談支援と日常的な相談支援を一体的に実施



ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業の実施

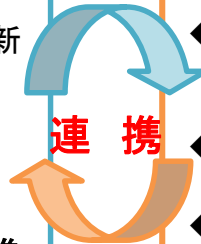
- ◆ 練馬区の高齢者人口15万7千人の内、ひとり暮らし高齢者は約4万9千人で3分の1を占め、今後も増加が見込まれる。
- ◆ 区政改革計画に基づき、区内25か所の地域包括支援センターと区民ボランティアが連携して、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の自宅を訪問し支援につなげる「ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業」を平成30年度から実施。29年度は3か所でモデル実施。
- ◆ ひとり暮らし高齢者等が地域で孤立することのないよう、生活実態を把握するとともに、介護予防や相談等の必要な支援につなげる。

事業内容

地域包括支援センター

訪問支援員による自宅訪問

- ◆ 地域包括支援センターに訪問支援員(社会福祉士等)を新たに配置し、ひとり暮らし高齢者等の自宅を訪問。
- ◆ 生活実態を把握するとともに、心身の状況や生活環境に応じた**介護予防事業の案内や相談等に対応**。
- ◆ 訪問対象者は、**高齢者実態調査等をもとに把握**。
- ◆ 地域の関係者との連絡会議等を実施し、**連携づくりを推進**



区民ボランティア

区民ボランティアによる定期訪問

- ◆ 地域包括支援センターの自宅訪問の結果、認知症の症状や生活状況等から定期的な実態把握が必要な方に対して、区民ボランティア(訪問支援協力員)が、定期的に訪問。
- ◆ 異変があった場合は、地域包括支援センターに連絡のうえ、センターと連携して介護サービス等の必要な支援につなぐ。
- ◆ 区民ボランティアは、高齢者見守り訪問員、認知症サポーターステップアップ講座修了者にご協力いただくほか、区報や区ホームページ等でも募集。

モデル事業の実施および今後の予定

平成29年度に、街かどケアカフェを併設する現在の高齢者相談センター支所3か所に、訪問支援員を2名配置し、モデル事業を実施。モデル事業の実施状況を踏まえ、平成30年度から全てのセンターで事業を実施。

支所名	所在地	開始時期
高野台支所	高野台1-7-29	平成29年4月
南大泉支所	南大泉5-26-19	平成29年7月
中村橋支所	貫井1-9-1(中村橋区民センター内)	平成29年9月



今後のスケジュール

平成29年 10月19日

地域包括支援センター運営協議会

見直し後の人員体制、医療と介護の相談窓口等について

10月24日

介護サービス事業者向け説明会

運営体制見直しについて、居宅介護支援事業者等に説明

11月～12月

地域包括支援センター運営協議会

地域ケア会議、地域包括支援センター運営会議等について

平成30年 2月1日～3月31日

運営体制見直しに向けた準備委託

虐待ケース対応等の本所から支所への引継ぎ、新たな業務に関する研修等の実施

4月1日

新体制スタート